

物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯及びこども加算）について

1. 概要

物価高騰長期化による負担増の影響が大きい低所得者への支援として、住民税非課税世帯への給付に該当しない低所得世帯（住民税均等割のみ課税世帯）に対して1世帯あたり10万円、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯等の子育て世帯への加算として、18歳以下の児童1人につき5万円を給付する。

2. 対象世帯及び対象者

①物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）：約4,000世帯

基準日（令和5年12月1日）時点で本市に住民登録があり、世帯全員が令和5年度の住民税所得割が課されておらず、かつ世帯内に住民税均等割のみが課されている者を含む世帯

②物価高騰対応重点支援給付金（こども加算）：対象児童約6,500人（世帯数は未定）

①に該当する世帯及び住民税非課税世帯への給付金（1世帯あたり7万円）の給付対象世帯のうち18歳以下の児童がいる世帯

3. 支給手続

- ・対象世帯の世帯主の口座を本市が把握している場合は、原則として当該世帯主に対して「支給のお知らせ」を送付し、当該口座へ振込 → 原則、手続不要
- ・上記によらない場合は確認書等を送付 → 返送必要、市到着後に順次支給

4. 予算額

①物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）

454,750千円（うち、給付費400,000千円を含む）

（財源内訳） 国庫支出金（地方創生臨時交付金）410,000千円、繰入金 44,750千円

②物価高騰対応重点支援給付金（こども加算）

445,809千円（うち、給付費325,000千円を含む）

（財源内訳） 国庫支出金（地方創生臨時交付金）334,750千円、繰入金 111,059千円

5. スケジュール

①物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）

令和6年

2月中旬 事業周知（市ホームページ等）

支給手続に関する書類の発送、コールセンター開設

3月中旬 初回振込、以降順次

②物価高騰対応重点支援給付金（こども加算）

上記①の給付金支給手続に関する書類の発送後、事務作業を開始予定

高校生・中3応援クーポン配付事業について

1. 概要

物価高騰が長期化する中、特に生活や修学等に大きな影響を受ける、令和5年度に中学校を卒業する中学3年生及び高校生相当年齢の児童を対象に、生活必需品や修学に必要な消耗品（文房具、教材等）等にかかる費用を支援するため、児童一人あたり2万円相当のデジタルクーポン※（以下、「クーポン」という。）をプッシュ型で配付する。

※紙の通知書に記載された二次元コードをスマートフォン等で読み取り、各種ポイント等に変換可能なクーポンのこと。

2. 対象者

令和6年1月11日（基準日）において八尾市住民基本台帳に登録されている者のうち、平成17年4月2日から平成21年4月1日の間に生まれた者。（令和5年度中学3年生及び高校1年生から高校3年生まで相当年齢の者9,500人を想定）

なお、本市住民基本台帳に登録のない者で、ドメスティック・バイオレンスにより加害者から避難している者（本市居住者）等（以下、「DV避難者等」という。）へは申請を受けクーポンを配付する。

3. クーポン配付方法

対象者（児童）宛に二次元コード付通知書を発送する。対象者は二次元コードを読み込み、キャッシュレスポイント（以下、「ポイント」という。）へ交換する。ポイントへの交換を希望しない対象者は、カタログギフトを選択する。

4. 予算額

212,983千円（うち、給付費190,000千円）

（財源内訳） 国庫支出金（地方創生臨時交付金） 212,983千円

5. スケジュール

令和6年

1月中旬 業務委託契約、事業周知開始（市ホームページ等）
コールセンター設置
クーポン申請開始（DV避難者等申請が必要な方のみ）

1月下旬 クーポン発送（簡易書留）

2月上旬 クーポンが対象者に到着
ポイント交換・カタログギフト選択 開始（交換期間：1ヵ月半程度）

3月15日 ポイント交換・カタログギフト選択 締切

3月末 業務完了